

【屋外体育施設】施設利用に際しての予防対策ガイドライン

令和2年5月22日制定
令和2年6月8日改定
令和2年6月27日改定
令和2年7月3日改定
令和2年8月1日改定
令和2年9月1日改定
令和2年9月14日改定
令和2年10月1日改定
令和2年11月1日改定

佐渡市教育委員会社会教育課

新型コロナウイルス感染拡大防止と屋外体育施設での活動の両立を進めるために、「新しい生活様式」の実践を図りながら、屋外体育施設における感染拡大防止対策の基本的な考え方を示すものである。

本ガイドラインは、今後の対応方針の変更のほか、感染拡大の動向等を踏まえ、適宜改定を行うものとする。

1 対策の期間

11月1日から当分の間

2 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者は、屋外体育施設の規模や利用の形態を十分に踏まえて、施設内及びその周辺地域において、職員及び施設の管理運営をする者(以下「職員等」という。)並びに施設利用者(以下「利用者」という。)への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、以下の対策を講じるものとする。

特に①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3つの条件(いわゆる「三つの密」)のある場所では感染を拡大させるリスクが高いと考えられることから、これらを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底する。

3 具体的な対策

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、職員等や利用者の動線や接触等のリスクを評価するとともに、③集客施設としてのリスクや④地域における感染状況のリスクにも留意し、以下の対策を講じた上で利用させること。

(1) 利用受付時の留意事項

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置する。

- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛ける。
- ③ 施設管理者は、予約または利用受付時に利用者（団体の場合は代表者）の連絡先等の把握を行う。ただし、イベント・行事・事業等で利用する場合、主催者は、以下のいずれかの方法により参加者の連絡先等の把握を行う。
 - ・事前予約時に把握する。
 - ・接触確認アプリ（COCOA）や「新潟県新型コロナお知らせシステム」を利用する。
 - ・利用者名簿等を作成し把握する。
- ④ 利用者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行う。
- ⑤ 受付を行う職員等は、マスクを着用する。
- ⑥ 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行う。
- ⑦ 大会・対外試合での利用は、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（（公財）日本スポーツ協会、（公財）日本障がい者スポーツ協会）」及び中央競技団体等作成の「各競技別のガイドライン」を確認し、事前に施設管理者と打ち合わせをする。
- ⑧ 大規模イベント（1,000人以上）は、事前に収容率制限等も含めて新潟県に相談する。
- ⑨ その他必要な感染症予防対策

（2）利用者が遵守すべき事項

- ① 次の項目に該当する方の利用は控える。
 - ・37.5度以上（又は平熱比1度以上）の発熱がある場合
 - ・息苦しさ（呼吸困難）、だるさや咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - ・同居家族や身近な知人に感染者が疑われる方がいる場合
 - ・過去2週間以内に感染流行地への訪問歴があり、発熱・息苦しさ、だるさや咳・咽頭痛などの症状がある場合
- ② マスクを持参する。（2歳未満は不要。5歳未満の幼児は必須ではない。）
 - ・受付、着替え等の運動を行っていない間、特に会話をする時にはマスクを着用する。
- ③ 予約または利用受付時に利用者（団体の場合は、代表者）の氏名・連絡先等を提出する。また、団体の代表者は参加者の連絡先等を把握する。
- ④ 咳エチケット、マスク着用（2歳未満は不要。5歳未満の幼児は必須ではない。）、手洗い（又は指先の消毒）を徹底する。
- ⑤ 三つの密（密閉、密集、密接）を回避する。
 - ・人との間隔は2mを目安に間隔をあける。
 - ・入場時、込み合う場合も同様に間隔をあける。
 - ・大声での会話等を避ける
 - ・正面同士での会話が起らないよう留意する。
- ⑥ 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避ける。
- ⑦ 施設利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、利用した施設管理者に速やかに報告する。

(3) 運動・スポーツを行う際の留意事項

- ① 十分な距離を確保する。
運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく2mの距離を空ける。
- ② 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わない。
- ③ タオルの共用はしない。
- ④ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにする。

(4) 職員等の安全管理のために実施すること

- ① 職員等に対して定期的な検温や健康記録を促し、特に37.5度以上（又は平熱比1度以上）の熱が記録された場合や、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや咳・咽頭痛などの症状が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促す。
- ② 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・指先の消毒を徹底して実施する。
- ③ 職員等に感染が疑われる場合には、保健所と連携し、濃厚接触者調査への情報提供に協力するとともに、施設の消毒や管理について相談・指導を受ける。

(5) 施設管理

- ① 定期的に清掃、消毒を実施する。
- ② 複数の利用者が触れるドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス、手すり等はこまめに消毒を行うとともに、手が触れる機会が最低限となるよう工夫する。
- ③ 受付等においては、アクリル板やビニールカーテンなどにより職員等と利用者との間を遮断し、飛沫感染を予防する。
- ④ 施設内での飲食は、2mを目安に間隔をあけて座席を配置し、対面での飲食とならないよう席の位置を工夫する。
- ⑤ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ⑥ 清掃、ゴミの廃棄を行う場合は、マスクや手袋の着用を徹底し、廃棄作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗いを行う。

(6) 更衣室、休憩スペース

- ① 更衣室・休憩スペースの広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避ける。また、休憩スペースでは、対面での食事や会話をしないようにする。
- ② 更衣室・休憩スペースにゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する。
- ③ 常時換気を行う。
- ④ ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等の消毒を定期的に行う。

(7) トイレ

- ① 複数の利用者が接触する場所（ドアノブ、便器、水洗トイレのレバーなど）

は、こまめに消毒を行う。

- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ③ 手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意する。
- ④ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。
- ⑤ 清掃者は必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば換気しながら清掃を行う。

（8）スポーツ用具の管理

- ① 使用する道具等は利用者が所有する道具を持参するよう周知する。
- ② 利用者にスポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者を特定できる工夫をするとともに、貸出前後に消毒する。

（9）感染者情報の連絡を受けた場合

- ① 即時に保健所及び佐渡市教育委員会社会教育課に報告する。
- ② 保健所の指示に従う。
- ③ 感染者と接触した職員等及び利用者の氏名及び連絡先を把握し、名簿を作成する。

（10）広報・周知

職員等及び利用者に対して、次の事項を周知する。

- ・ 社会的距離の確保の徹底
- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ 健康管理の徹底
- ・ 差別防止の徹底
- ・ 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応